

京都市自然風景保全条例の一部を改正する条例（平成19年3月23日京都市条例第28号）（都市計画局都市景観部風致保全課）

市街地からその背景として眺望される緑豊かな山並みの風景を保全するため、次のとおり、必要な措置を講じることとしました。

1 許可を受けなければならない現状変更行為の範囲の拡大

自然風景保全地区内の土地において、宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更、鉱物の掘採、土石の採取、木竹の伐採又は物件の堆積（以下「現状変更行為」といいます。）を行う場合において、許可を受けなければならないものの面積の基準を、第1種自然風景保全地区にあっては50平方メートル（改正前300平方メートル）を超えるもの、第2種自然風景保全地区にあっては300平方メートル（改正前1,000平方メートル）を超えるものに変更します。

2 現状変更行為に係る許可の基準の変更

(1) 自然風景保全緑地及び残存緑地の最低面積の変更

ア 第1種自然風景保全地区内において計画区域の面積が50平方メートルを超える場合の自然風景保全緑地及び残存緑地の面積は、原則として次の式により計算した面積以上であることとします。

備考 「計画区域」とは、木竹の伐採又は木竹の伐採を伴う現状変更行為を行う土地及び当該土地と一体とされた土地の区域をいいます。

(7) 自然風景保全緑地

$$(\text{計画区域の面積} - 50 \text{ 平方メートル}) \times 0.7$$

(i) 残存緑地

$$(\text{計画区域の面積} - 50 \text{ 平方メートル}) \times 0.5$$

イ 第2種自然風景保全地区内において計画区域の面積が300平方メートルを超える場合の自然風景保全緑地及び残存緑地の面積は、原則として次の式

により計算した面積以上であることとします。

(7) 自然風景保全緑地

(計画区域の面積－300平方メートル) × 0.5

(i) 残存緑地

(計画区域の面積－300平方メートル) × 0.35

- (2) 現状変更行為の対象となる土地の登録自然風景保全緑地に関する基準の変更
現状変更行為をしようとする土地には登録自然風景保全緑地を含まないこととする基準は、登録自然風景保全緑地の登録の原因となった現状変更行為に係る計画区域と同一の計画区域において現状変更行為を行う場合には、適用しないこととします。

3 緑地の維持管理の義務

登録自然風景保全緑地の所有者、管理者又は占有者は、当該登録自然風景保全緑地内の緑地を良好な状態に保つよう努めなければならないこととします。

4 その他

- (1) 市長は、社会経済情勢の変化を勘案しつつ、この条例による改正後の京都市自然風景保全条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとします。
- (2) 1及び2の措置並びに罰則の適用に関し必要な経過措置を定めます。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市自然風景保全条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年3月23日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第28号

京都市自然風景保全条例の一部を改正する条例

京都市自然風景保全条例の一部を次のように改正する。

目次中「第17条」を「第17条の2」に改める。

第9条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号ア中「300平方メートル」を「50平方メートル」に改め、同号イ中「1,000平方メートル」を「300平方メートル」に改める。

第12条第1号ア（ア）及び（イ）以外の部分中「計画区域内にある既存の緑地の面積（以下「残存緑地面積」という。）が300平方メートル」を「計画区域（木竹の伐採又は木竹の伐採を伴う現状変更行為に係るものに限る。以下この号において同じ。）の面積が50平方メートル」に改め、同号ア（ア）中「既存緑地面積から300平方メートル」を「計画区域の面積（計画区域内に、当該計画区域が自然風景保全地区に指定されたときに緑地でなかった土地が含まれる場合にあつては、当該土地の面積を差し引いた面積。イ（ア）において同じ。）から50平方メートル」に改め、同号ア（イ）中「 $\frac{3}{10}$ 」を「 $\frac{3}{10}$ 、計画区域内の残存緑地の面積の当該計画区域に対する割合が $\frac{5}{10}$ 未満である現状変更行為にあつては当該割合」に改め、同号イ（ア）及び（イ）以外の部分中「既存緑地面積が1,000平方メートル」を「計画区域の面積が300平方メートル」に改め、同号イ（ア）中「既存緑地面積から1,000平方メートル」を「計画区域の面積から300平方メートル」に改め、同号イ（イ）中「 $\frac{3}{10}$ 」の右に「（計画区域内の残存緑地の面積の当該計画区域に対する割合が $\frac{5}{10}$ 未満である現状変更行為にあつては、

当該割合)」を加え、同号ウに次のただし書を加える。

ただし、計画区域が、当該登録自然風景保全緑地の登録の原因となった現状変更行為に係る計画区域と同一の場合は、この限りでない。

第2章中第17条の次に次の1条を加える。

(維持管理)

第17条の2 登録自然風景保全緑地の所有者、管理者又は占有者は、当該登録自然風景保全緑地内の緑地を良好な状態に保つよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。

(検討)

2 市長は、社会経済情勢の変化を勘案しつつ、この条例による改正後の京都市自然風景保全条例（以下「改正後の条例」という。）の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。

(自然風景保全地区内の行為の許可に関する経過措置)

3 改正後の条例第9条第1項及び第12条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る行為について適用し、同日前の申請に係る行為については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(都市計画局都市景観部風致保全課)